

II 東大和市における 特別支援教育の現状



Ⅱ 東大和市における特別支援教育の現状

東大和市には、市立小学校10校、市立中学校5校の計15校があります。

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級（固定制）、学習面や行動面の課題または言葉の発達の課題に対して一部の特別な支援を週1回程度行う通級指導学級・特別支援教室を設置しています。

児童・生徒一人一人には、それぞれの課題や特性があります。通常の学級では、学校生活の様々な場面で苦手とすることがあります。支援を必要とする児童・生徒の把握と支援、情報を共有するシステムとして各学校に「校内委員会」を設置し、特別支援教育の中心的な役割を担っています。

児童・生徒及び保護者の特別支援教育に対するニーズは高まっています。

児童・生徒の支援のためには発達障害等の早期発見・早期支援が重要とされていることから、幼稚園・保育施設等への巡回相談や乳幼児健康診査による早期発見、教員の特別支援教育の理解や指導力向上による早期支援の強化に取り組んでいます。

各学校では特別支援教育の推進に向けて様々な取組を行っています。「ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり」では、どの児童・生徒にも安心感を与え、落ち着いた学校生活を送るための視点を整理し、活用しています。また、学校生活支援シート等の作成による児童・生徒の実態把握に努め、学校内における支援体制の充実を図っています。

児童・生徒が学校生活で困っていること（例）



Ⅰ 特別支援学級等の設置状況【小学校】

（１）特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二小学校	第八小学校、第十小学校	くぬぎグループ
第六小学校	第三小学校、第四小学校、第五小学校	けやきグループ
第七小学校	第一小学校、第九小学校	ななもりグループ

（２）ことばの教室（通級制）：１校設置 第七小学校

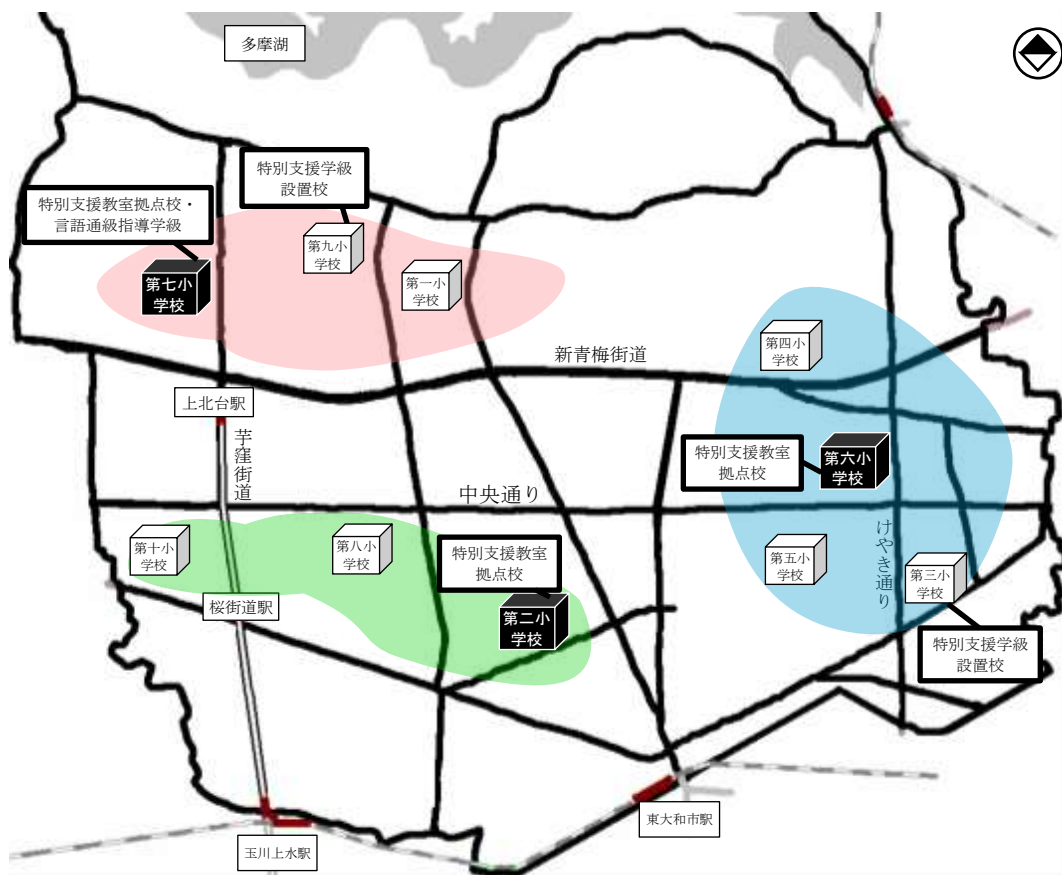
在籍学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室、特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。市内すべての小学校に在籍する児童が対象となり、第七小学校に週１日６０分程度通級して、課題に応じた指導を実施します。

（３）知的障害学級（固定制）：２校設置 第三小学校、第九小学校

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめるなどが困難な児童を対象としています。

少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

図１ 東大和市立小学校の地図



2 特別支援学級等の設置状況【中学校】

（１）特別支援教室：全校実施

在籍学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする生徒が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。令和４年度までは第二中学校及び第三中学校を拠点校としていましたが、令和５年度から中学校における統一した指導体制の整備等を目的に、拠点校を第二中学校に集約しました。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二中学校	第一中学校、第三中学校、 第四中学校、第五中学校	ステップ教室

（２）知的障害学級（固定制）：２校設置 第一中学校、第五中学校（７組）

軽度の知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめることなどが困難な生徒を対象にしています。

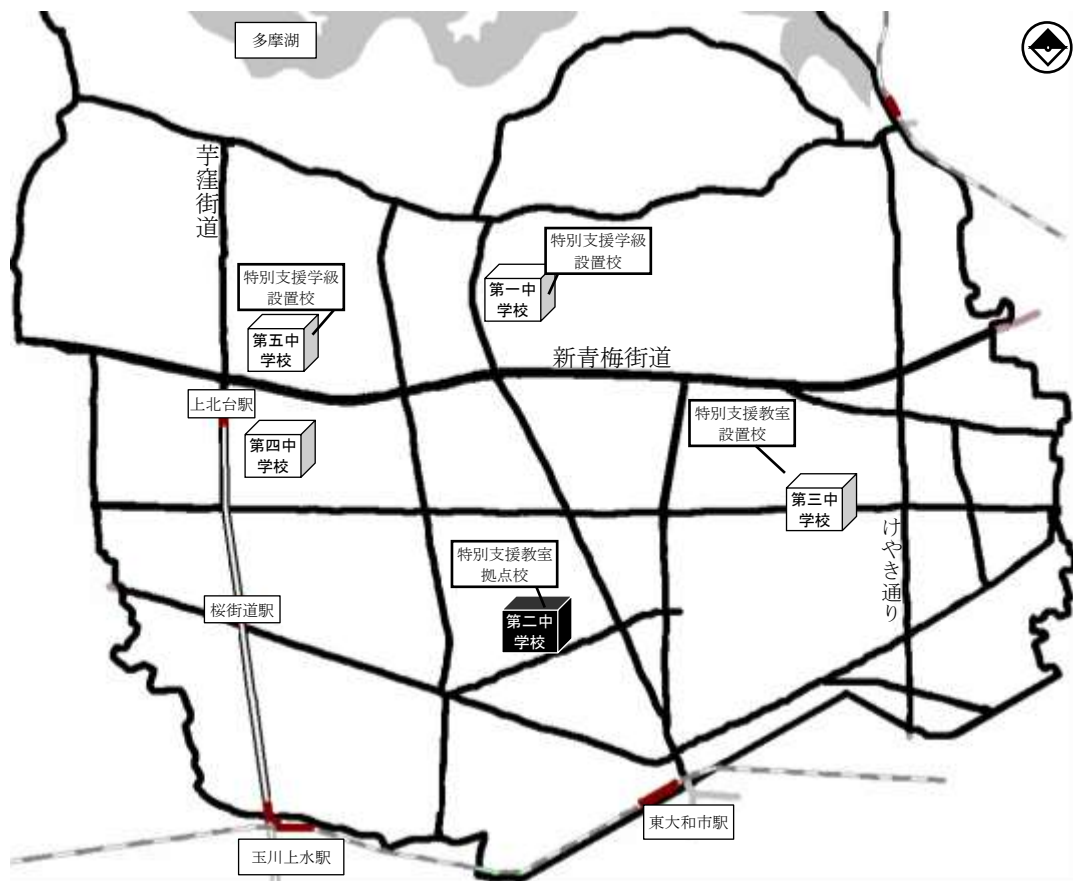
少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

（３）自閉症・情緒障害学級（固定制）：１校設置 第五中学校（８組）

他人との意思疎通や対人関係の構築に課題があり、特別支援教室の指導だけでは、在籍学級での学習成果を向上させることが困難な生徒を対象にしています。

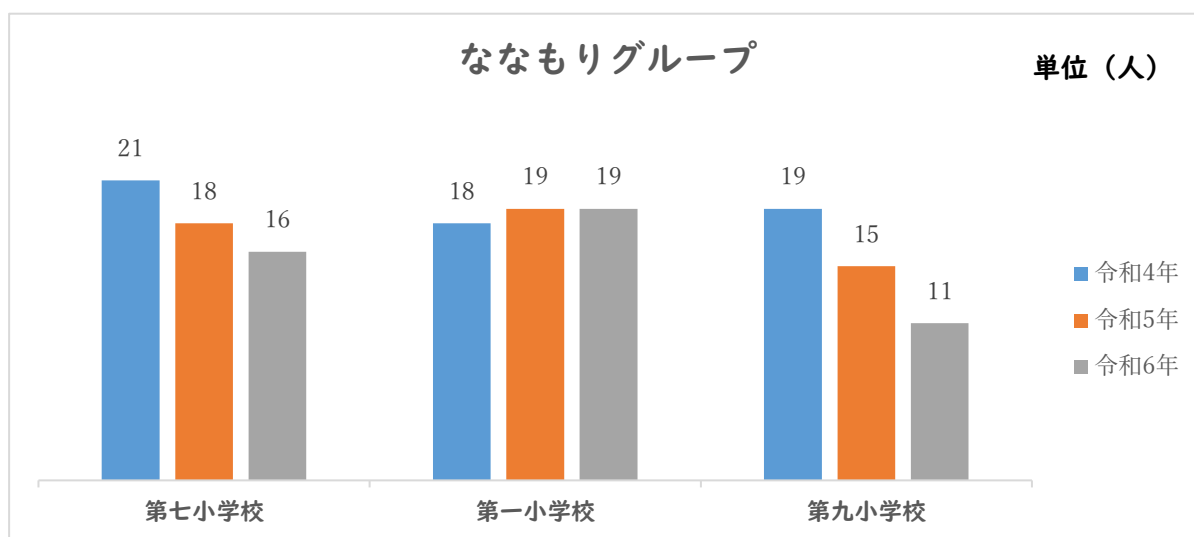
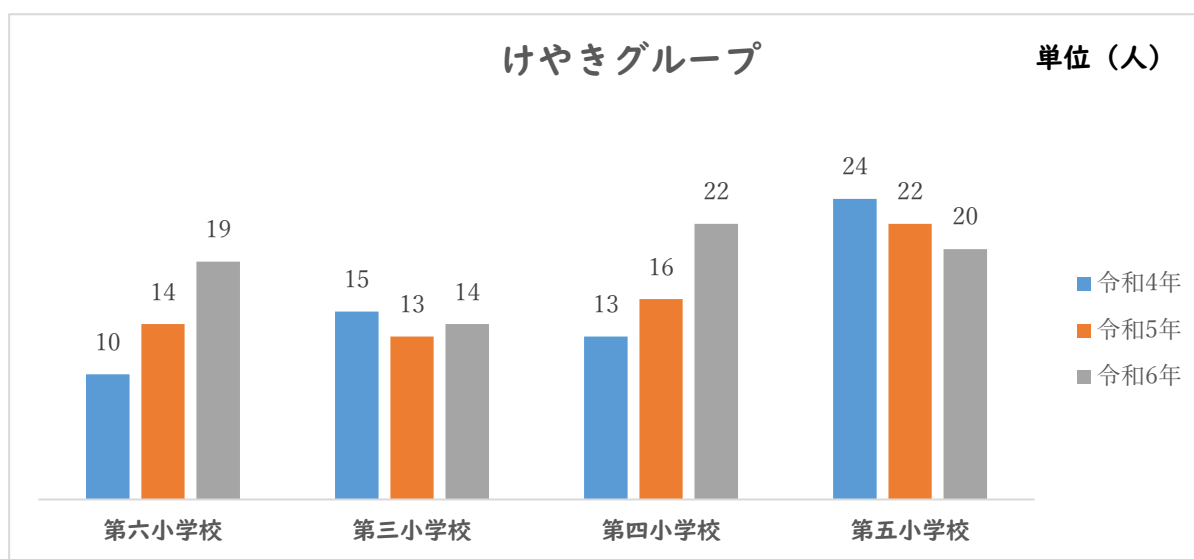
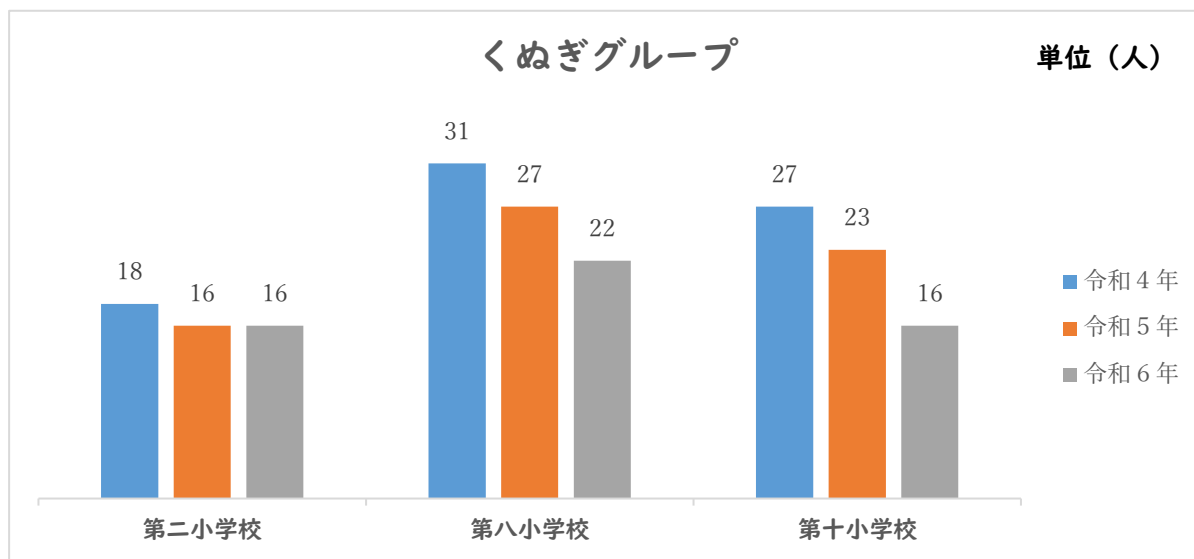
少人数学級で個々に応じた環境調整及び指導を受け、課題に応じた教育を実施します。

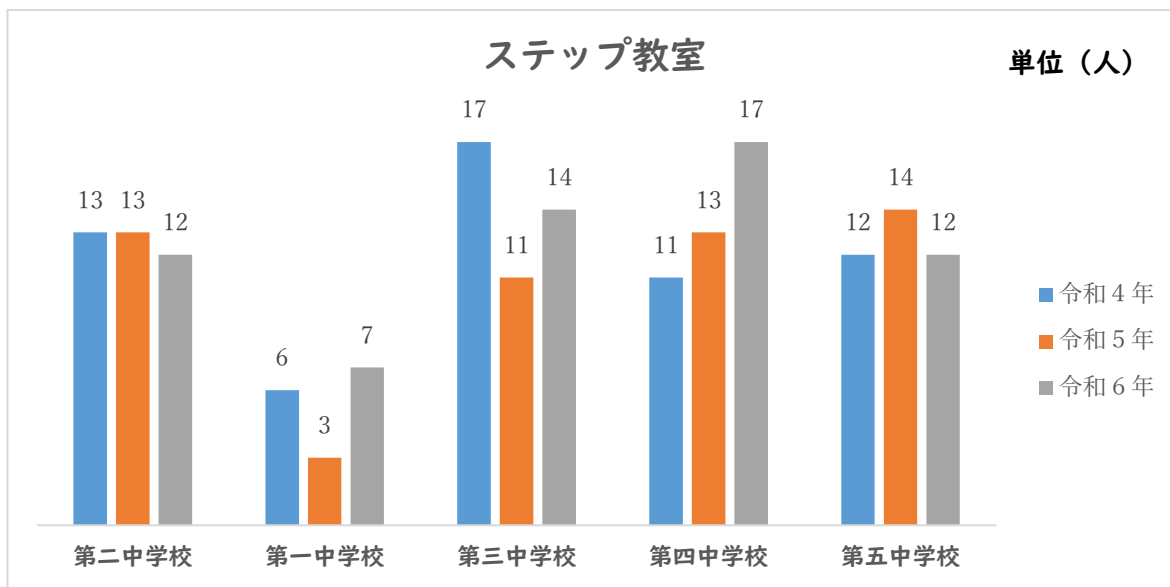
図１ 東大和市立中学校の地図



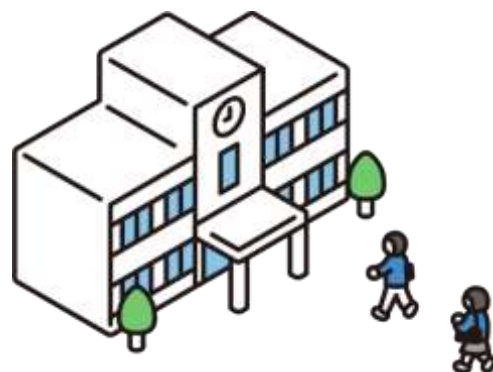
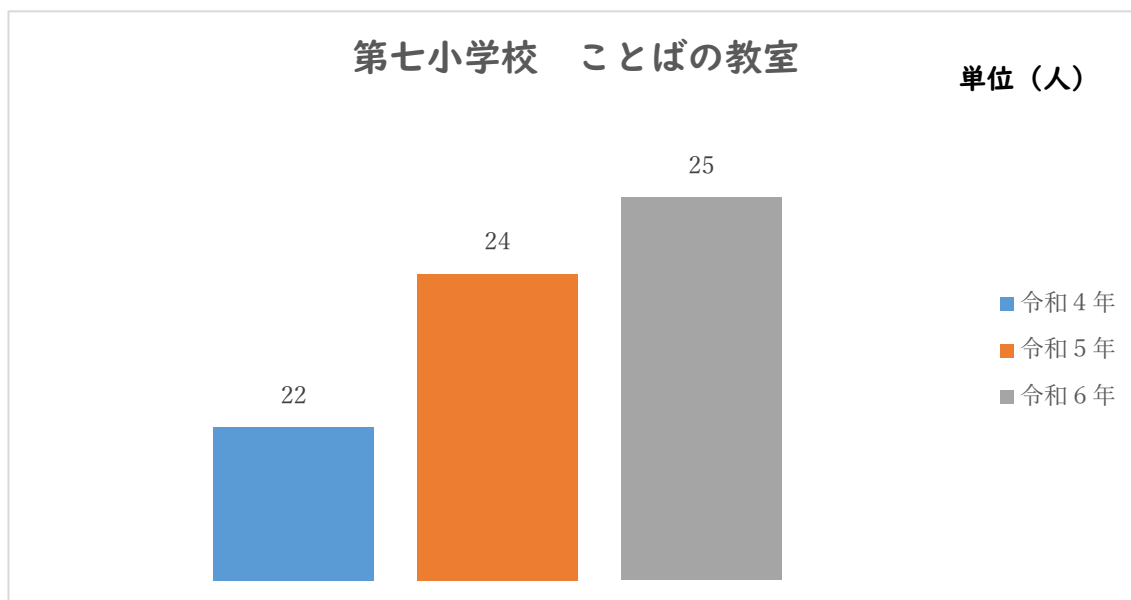
3 特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況（令和4年度～6年度）

（1）特別支援教室（各年度ともに4月7日時点）

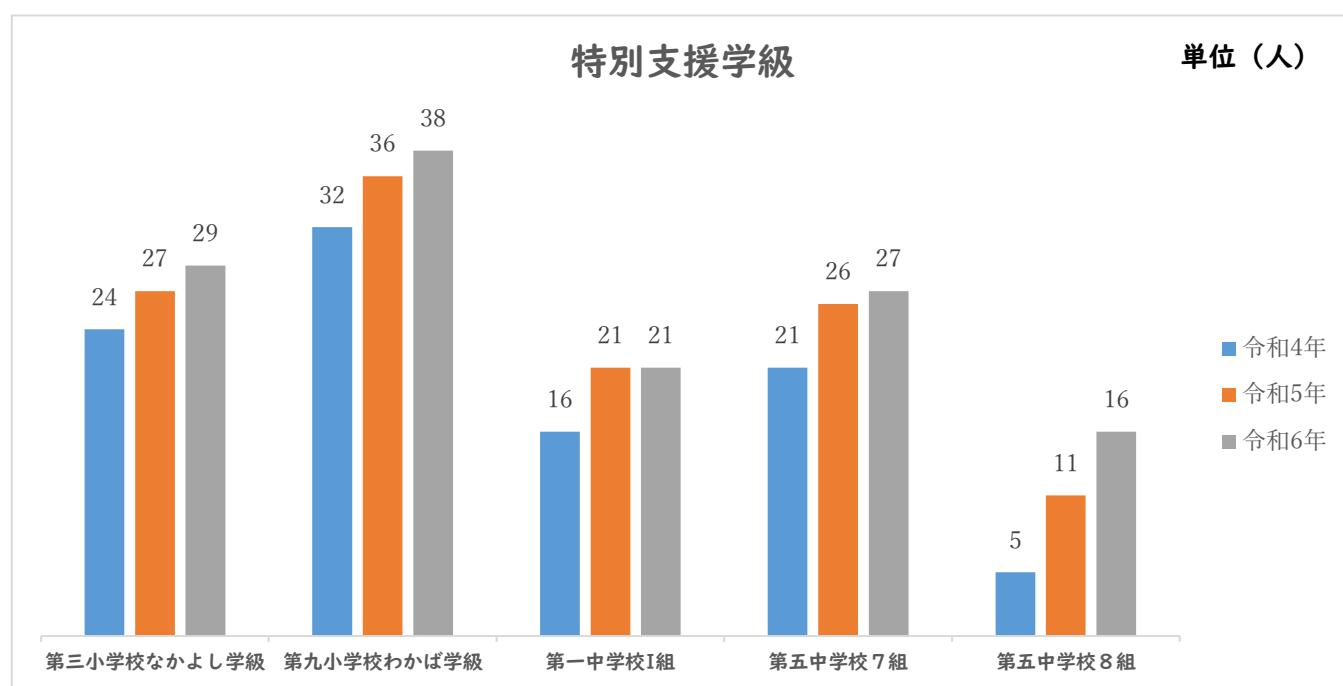




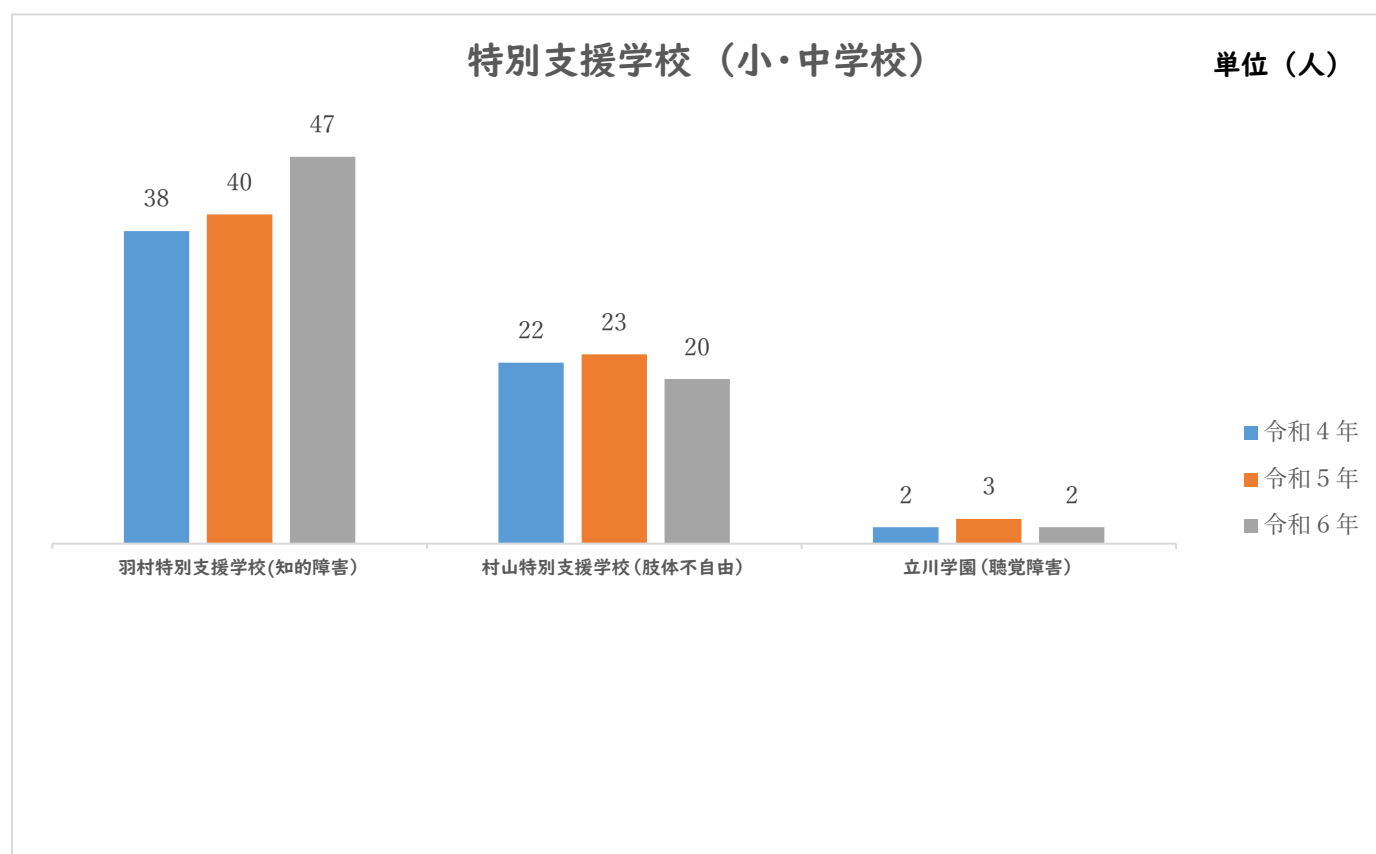
（２）通級指導学級（各年度ともに４月７日時点）



(3) 特別支援学級（各年度ともに4月7日時点）



(4) 特別支援学校（各年度ともに4月7日時点）



4 学校における校内委員会の取組

支援を必要とする児童・生徒の実態について、学校全体で共通理解を図ることを目的に、支援の方向性や支援方法等を検討しています。

（１）校内委員会とは

校内委員会は、支援が必要な児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベル（※）の見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、巡回指導教員や巡回相談心理士等の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。また、多様な支援策の検討、特別支援教育を取り入れた支援の進め方の確認、特別支援教室退室に向けた指導状況等の確認を行います。

校内委員会の委員構成は、管理職をはじめ、在籍学級担任等、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等、学校の実態に応じて適宜必要な教職員が参画するほか、巡回指導教員、巡回相談心理士やスクールカウンセラー等で構成されています。

校内委員会の具体的な流れは、まずは担任の気付きによって、児童・生徒一人一人の行動や様子の変化等を捉え、生活上又は学習上の困難さについて把握します。その後、支援や配慮が必要となる可能性がある児童・生徒の実態把握を行い、校内委員会で情報を共有するとともに、支援の方針について検討し、必要に応じて具体的な支援策を決定します。支援策の実施後、児童・生徒の様子について経過観察を行い、必要に応じて他の支援策等を検討し、困難さの改善や軽減を図ります。

その他、校内委員会では、支援策や特別支援教室の指導に対する効果の評価も行い、児童・生徒が抱える困難さの改善を目指します。なお、困難さの改善には、学校のみで考えるだけでなく、児童・生徒本人やその保護者とともに共通認識を持って取り組むことが重要です。

（２）校内委員会を組織する教職員

《管理職（校長・副校長）》

校長は、特別支援教育の実施責任者として、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での校内支援体制の整備を推進します。

《在籍学級担任等》

児童・生徒が抱える困難さやその改善状況等を十分に把握し、在籍学級において適切な指導・支援を行います。対象の児童・生徒の困難さを適切に把握し、特別支援教室での指導の内容や目指すべき児童・生徒の姿について理解した上で、在籍学級において関わり、支援することが重要です。

《巡回指導教員》

特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級における児童・生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画等を担当します。

《特別支援教育コーディネーター》

校長が指名した教員で、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担います。また、校内だけでなく、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口として対応します。

《養護教諭》

児童・生徒の保健管理、保健教育を行う教員。多様なアプローチが求められ、重要性が高まっている保健に関して専門的見地より助言します。

《学年主任》

学校内の学年所属教員のリーダーとなる教員。学年運営での児童・生徒の指導方法を教員に指導します。

《スクールカウンセラー》

児童・生徒の発達や適応等の問題に関して、専門的な知識と臨床経験を有します。

《特別支援教室専門員》

特別支援教室が設置されている学校1校につき1人配置され、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行います。

《巡回相談心理士》（東京都教育委員会から派遣）

東京都の事業により、公立小・中学校に巡回している臨床発達心理士等で、特別支援教室が設置されている学校1校につき年間40時間巡回する。特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的指導を実施するための助言を行う役割を担います。

《巡回相談員》（東大和市教育委員会）

臨床心理士等の資格を有し、学校や就学前機関に訪問して行動観察を行い、児童・生徒の困っている様子を把握して、学校に伝える役割を担っています。就学相談も受け、内容に応じて心理検査を実施します。

《巡回指導員》（東大和市教育委員会）

特別支援教育士等の資格を有し、学校内での特別支援教育全般に関して助言等の支援を行います。

※ 表1 発達障害等のある児童・生徒への支援のレベル

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

小学校における校内委員会の流れ

